

所管部課	市民環境部 市民課		部長	木村 西	
件名	東大和市印鑑条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市印鑑条例 東大和市多機能端末機による証明書等の発行に関する規則			
	部課機関	総務部デジタル政策課			
<p>1. 要 旨</p> <p>令和5年第3回市議会定例会で可決された、東大和市印鑑条例の一部を改正する条例については、運用開始日が未定であったため、条例の施行日を規則に委任していた。この度、運用開始日が決定したことから、条例の施行日を定める規則を制定するものである。</p> <p>(1) 規則の内容</p> <p>東大和市印鑑条例の一部を改正する条例（令和5年条例第26号）の施行日を令和5年12月20日とする。</p> <p>(2) 規則の施行日</p> <p>公布の日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年9月 第3回市議会定例会において印鑑条例の一部を改正する条例が可決          令和5年12月1日 地方公共団体情報システム機構より、スマートフォンを利用したコンビニ交付を令和5年12月20日から順次開始する旨通知があった。          文書課において審査済み</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・株式会社ローソン及び株式会社ファミリーマートにおいて、令和5年12月20日から都内店舗での利用が可能となり、令和6年1月22日から全国店舗で利用が可能となる予定である。</li> <li>・その他の事業者については、順次利用が可能となる予定である。</li> <li>・対応機種についてはデジタル庁のホームページに掲載されている。</li> </ul>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに規則の制定手続を進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。